1 監査等の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象 選挙管理委員会事務局

令和2年度4月~7月分 必要に応じて令和元年度分

3 監査の着眼点 令和2年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計

画(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による

4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所

5 監査の日程 令和2年8月26日~令和2年10月14日

6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に 処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けら れたので、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

## [意見]

(1) 明るい選挙啓発ポスター作品の募集について

明るい選挙啓発ポスター作品の募集は、(公財) 明るい選挙推進協会、都道府 県選挙管理委員会連合会、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会 が主催者とされ、同協会が作成した募集要項では、「入賞作品の版権は主催者に 帰属する。」とされていた。しかしながら、選挙管理委員会は、作品の応募を小・ 中学校に依頼する際の応募要領においては、「応募作品の著作権は主催者に帰属 する。」としながら、市ホームページでは「入賞作品の著作権は主催者に帰属す る。」としていた。

また、市に帰属する著作権については、岐阜市公有財産管理規則第53条の規定により公有財産管理台帳を調製しなければならないが、台帳は作成されていない。

したがって、応募作品の著作権がどこに帰属しているのか不明である。

今後、著作権に関する紛争が生じることがないよう、作品を募集する際の記載 内容及び著作権の管理について検討されたい。